

各務原市特定旅館の建築等に関する指導要綱

(平成6年6月21日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、旅館及びホテルのうち、いわゆる「ラブホテル」の新築等に対して事前の規制及び指導を行うことにより、市民の良好な生活環境の保全及び青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定旅館 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち、主として異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）に利用させることを目的とするものであって、その構造設備の形態から観光旅行者、一般旅行者、商人等が通常利用する施設と認められないものをいう。
- (2) 建築等 建築基準法（昭和25年法第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替又は他の施設からの用途変更をいう。

(同意申請)

第3条 特定旅館の建築等を行おうとする者（以下「建築主」という。）は、次に掲げる書類を添付の上、特定旅館建築等同意申請書（様式第1号）を市長に提出し、その同意を得なければならない。

- (1) 付近見取図 縮尺及び方位並びに特定旅館の建築等を行おうとする敷地（以下「予定地」という。）の周辺200メートル以内に所在する建築物の状況を明記したもの
- (2) 配置図 縮尺及び方位並びに建築物の位置及び排水経路を明記したもの
- (3) 各階平面図 縮尺及び方位、各室の間取、用途及び出入口、階段、玄関、帳場、廊下並びに車庫を明記したもの
- (4) 4面以上の立面図 縮尺並びに外観の意匠及び色彩を明記したもの
- (5) 屋外広告物及び屋外照明設備の設置個所、形状、意匠及び色彩を明記した図面
- (6) 誓約書 特定旅館の建築等の同意の申請後、地域住民と紛争が生じた場合に責任をもって処理に当たる旨の誓約書

(7) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）

の規定により建築確認の申請を行う日の1月前の日

(2) 建築基準法以外の法令の規定により許認可の申請を行う日

(3) 工事着工1月前の日

(同意に関する基準)

第4条 市長は、予定地の全部又は一部が次の各号のいずれかの区域に該当するときは、特定旅館の建築等の同意をしない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) その周囲おおむね200メートル以内において、住宅の所在する土地及び宅地化されている土地が過半を占める区域

(2) 次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね200メートル以内の区域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(3) 次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね100メートル以内の区域

ア 学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校

イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設

ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設及び同法第20条に規定する公民館

エ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設

ク 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設

ケ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所

コ 国、地方公共団体又は公共的団体の事務所

サ 前各号に掲げる施設のほか、市長が特に必要と認めて指定する施設

（4）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び同法第33条第4項に規定する公園予定区域の敷地の周囲からおおむね100メートル以内の区域

（5）国、地方公共団体又は地域住民が設置し、管理する公園、緑地及び広場の敷地の周囲からおおむね100メートル以内の区域

（6）教育委員会が指定する通学路の周囲からおおむね50メートル以内の区域

（7）その他市長が不相当と認める区域

（指導に関する基準）

第5条 建築主は、特定旅館の建築等に当たり、構造、設備及び形態に関して次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1）建築物の外観の意匠等が次に掲げるものに該当することによって、付近の教育環境を損ない、周辺の住環境と不調和であり、違和感を与えるものでないこと。

ア 壁面に凹凸、曲面又は傾斜等をつけたもの

イ 壁面の開口部を三角、楕円等の形としたもの

ウ 屋根の形をドーム、円錐等としたもの

エ 屋根又は屋上に装飾のための突起物等を設けたもの

オ 外装にけばけばしい色彩を用いたもの

カ ネオン等の屋外照明設備、装飾等をつけたもの

（2）建築物の内部構造等は、次の各号のいずれにも該当すること。

ア 出入口は、通学路側へは設けないこと。

イ 車庫の出入口は、扉、シャッター等で遮へいしないこと。ただし、維持管理上必要な場合は、車庫内部が透視できるパイプシャッター等を設けることができる。

ウ 車庫は、共同車庫とすること。

エ 玄関近くに、自由に使用することのできるロビー、応接室、談話室等の施設

を設けること。

オ 玄関は、1か所とすること。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

カ 玄関は、営業時間中自由に出入りできるようにすること。

キ フロント、玄関及び帳場は、利用客の出入りが確認できる位置に設け、利用客と従業員とが開放的に対面できる構造とすること。

ク 客室の内装は、明らかに派手で奇異な色彩を用いないこと。

ケ 客室の出入口は、共通廊下に通じていること。

コ 1人で利用できる客室及び3人以上が利用できる客室を設けること。

サ 会議、催物、宴会等に使用することのできる会議室、集会室、大広間（宴会場を含む。）等の施設を設けること。

シ 食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに附属する厨房、配膳室等の施設を設けること。

ス サ及びシの施設は、収容人員に相応した規模であって、宿泊又は休憩のために利用する者以外の者も利用できる構造とすること。

セ 屋内共同階段は、共通廊下と連絡し、二方向避難ができるように2ヵ所以上設けること。

ソ 屋外への非常用階段は、避難に有効な場所に2ヵ所以上設けること。

タ 非常用階段の扉は、屋外から開扉できない構造とすること。

(3) 門、塀及び広告物が次に掲げるものでないこと。

ア 壁面に凹凸、曲面又は傾斜等をつけたもの

イ 壁面の開口部を三角、楕円等の形としたもの

ウ 壁面上に装飾のための突起物等を設けたもの

エ 外装にけばけばしい色彩を用いたもの

(審査)

第6条 市長は、第3条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、同意の可否を決定するものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定により、特定旅館の建築等に同意することに決定したときは特定旅館建築等同意通知書（様式第2号）により、同意しないことに決定したときは特定旅館建築等不同意通知書（様式第3号）により、建築主に通知するもの

とする。

(審査会)

第8条 第6条の規定による審査を行うため、各務原市特定旅館建築等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、第6条の規定による審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(審査会の委員)

第9条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市民生活部長
- (2) 市民生活部環境室長
- (3) 市長公室まちづくり推進課長
- (4) 企画総務部企画政策課長
- (5) 企画総務部総務課長
- (6) 市民生活部環境室環境政策課長
- (7) 産業活力部農政課長
- (8) 健康福祉部福祉政策課長
- (9) 都市建設部建設管理課長
- (10) 都市建設部都市計画課長
- (11) 都市建設部建築指導課長
- (12) 消防本部消防総務課長
- (13) 教育委員会事務局教育総務課長

(審査会の会長)

第10条 審査会に会長を置き、市民生活部長をもって充てる。

2 会長は、会務を統括し、市長の諮問の都度審査会を招集し、会議の議長となる。

3 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会の委員でない者又は専門的知識を有する者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(審査会の会議)

第11条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の

決するところによる。

（審査会の庶務）

第 12 条 審査会の庶務は、市民生活部環境室環境政策課において処理する。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

2 各務原市モーテル類似旅館規制指導要綱（昭和 59 年 2 月 13 日決裁）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に廃止前の各務原市モーテル類似旅館規制指導要綱の規定により提出されたモーテル類似旅館建築同意申請書については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 1 月 26 日決裁）

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日決裁）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 30 日決裁）

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 6 日決裁）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日決裁）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。